

# 千葉県報

定例  
平成27年3月24日

第13005号

報 県 千 葉 第 1 3 0 0 5 号

平成27年3月24日(火曜日)

## 主 要 目 次

○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	一
○ 土地改良区定款の変更認可	五
○ 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅	五
○ 都市計画道路事業の認可(二件)	六
○ 都市計画道路事業の事業計画の変更認可(十四件)	六
○ 道路区域の変更(二件)	九
○ 道路の供用開始(二件)	一〇
○ 臨港地区内の分区の指定	一〇
○ 都市計画臨港地区の決定	一〇
○ 都市計画下水道事業の認可	一〇
公 告	一〇
○ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出	一〇
○ 土地改良区役員の退任	一一
○ 土地改良区役員の退任及び就任	一一
○ 土地改良区清算人の退任	一一
○ 建設業法に基づく処分	一二
○ 都市計画臨港地区の関係図書の縦覧	一三
○ 都市計画高度利用地区の関係図書の縦覧	一三
○ 都市計画地区計画の関係図書の縦覧(四件)	一三
○ 都市計画緑地の関係図書の縦覧	一三
○ 監査委員公告	一四
○ 監査の結果に係る措置の通知の公表	一四

## 規 則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

## 千葉県規則第十三号

### 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成八年千葉県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(要安全確認計画記載建築物等の耐震診断の結果の報告書に添付する書類)

第二条の二 省令第五条第四項(省令附則第三条において準用する場合を含む。)の所管行政庁が規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物又は法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物(以下「要安全確認計画記載建築物等」という。)の耐震診断の結果を知事が適切であると認めた者が証する書類
- 二 耐震診断を行った者が省令第五条第一項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類の写し(当該耐震診断を平成二十五年十一月二十五日以後に行った場合に限る。)

- 三 付近見取図
- 四 配置図
- 五 その他知事が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、要安全確認計画記載建築物等の所有者は、法第七条又は法附則第三条第一項の報告をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる書類に相当するものとして知事が認めるものをもって、同項第一号及び第二号に掲げる書類に代えることができる。

第三条の見出し中「特定建築物」を「建築物」に改め、同条中「第七条第四項」を「第十三条第一項(法附則第三条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)、法第十五条第四項、法第二十四条第一項又は法第二十七条第四項」に、「特定建築物の地震に対する安全性に関する報告書」を「建築物の地震に対する安全性に関する報告書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(計画の認定の申請書に添付する書類)

第三条の二 省令第二十八条第二項の所管行政庁が規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法第十七条第一項の規定による認定の申請に係る建築物の耐震改修の計画が同条第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が適切であると認めた者が証する書類
- 二 省令第二十八条第一項の表の(イ)項に掲げる図書
- 三 その他知事が必要と認めるもの

2 法第十七条第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の規定による計画の認定(以下「計画の認定」という。)を受けようとする建築物の耐震改

修の計画について同条第一項の申請をしようとする者は、省令第二十八条第二項の規定にかかわらず、同項の構造計算書を添えることを要しない。

第四条第一項中「法第八条第三項の規定による」及び「(以下「計画の認定」という。）」を削り、「第九条第一項」を「第十八条第一項」に、「認定建築物」を「計画認定建築物」に改める。

第五条中「第八条第八項後段(法第九条第二項)」を「第十七条第十項後段(法第十八条第二項)」に改める。

第七条の見出し中「認定建築物」を「計画認定建築物」に改め、同条中「第十条」を「第十九条」に、「認定建築物の耐震改修に関する報告書」を「計画認定建築物の耐震改修に関する報告書」に改める。

第九条中「認定建築物」を「計画認定建築物」に改め、同条の次に次の五条を加える。  
(完了報告書)

**第十条** 認定事業者は、計画認定建築物の耐震改修の工事が完了したときは、完了報告書(別記第十号様式)により知事に報告するものとする。  
(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書に添付する書類)

**第十一条** 省令第三十三条第一項の所管行政庁が規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 現況報告書(別記第十一号様式。建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する建築物につき、それぞれ当該各条の建築士が当該建築物の現況を調査した結果を記載したものに限る。以下同じ。)

二 省令第三十三条第一項第二号に掲げる書類を添えて法第二十二条第一項の申請をしようとする場合においては、次に掲げる図書

ア 付近見取図

イ 配置図

三 その他知事が必要と認めるもの

2 省令第三十三条第二項第一号の所管行政庁が規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第二十二条第一項の申請に係る建築物が同条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が適切であると認めた者が証する書類

二 現況報告書

三 付近見取図

四 配置図

五 その他知事が必要と認めるもの

省令第三十三条第二項第二号の所管行政庁が規則で定める書類は、次の各号に掲げるものをとする。

一 現況報告書

二 付近見取図

三 配置図

四 その他知事が必要と認めるもの

4 法第二十二条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の認定を受けようとする建築物について同条第一項の申請をしようとする者(省令第三十三条第二項第一号に掲げる方法により当該申請をしようとする者に限る。)は、同号の規定にかかわらず、同号の構造計算書を添えることを要しない。  
(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請の取下げ届)

**第十二条** 法第二十二條第一項の申請をした者は、知事が同条第二項の認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、建築物の地震に対する安全性に係る認定申請取下げ届(別記第十二号様式)を知事に提出するものとする。  
(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書に添付する書類)

**第十三条** 省令第三十七条第一項第三号の所管行政庁が規則で定める書類は、法第二十五条第一項の申請に係る区分所有建築物(同項に規定する区分所有建築物をいう。以下同じ。)が同条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを知事が適切であると認めた者が証する書類とする。

2 法第二十五条第二項の認定を受けようとする区分所有建築物について同条第一項の申請をしようとする者は、省令第三十七条第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。

**第十四条** 法第二十五条第一項の申請をした者は、知事が同条第二項の認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請取下げ届(別記第十三号様式)を知事に提出するものとする。

別記第一号様式中「特定建築物の地震に対する安全性に関する報告書」を「建築物の地震に対する安全性に関する報告書」とし、「第七條第四項」を「第十三條第一項(第十五條第四項・第二十四条第一項・第二十七条第四項・附則第三條第三項において読み替えて準用する同法第十三條第一項)」とし、「特定建築物の所有者 氏名」を「建築物の所有者 氏名」とし、「住所・氏名」を「建築物の所有者の住所・氏名」とし、「住所・氏名」を「住所・氏名」とし、

4 特定建築物の概要

用途	延べ面積	階数	構造	
				概要

4 建築物の概要	建築物の名称			
	用途		階数	
	延べ面積		構造	

に改める。  
 別記第二号様式及び第三号様式中「認定建築物」や「計画認定建築物」に改める。  
 別記第四号様式中「第8条第3項」や「第17条第3項」及び「同条第8項後段」や「同条第10項後段」に改める。  
 別記第五号様式及び第六号様式中「第9条第1項」や「第18条第1項」に改める。  
 別記第七号様式中「認定建築物の耐震改修に関する報告書」や「計画認定建築物の耐震改修に関する報告書」及び「第10条」や「第19条」に改める。  
 「認定建築物の概要」や「計画認定建築物の概要」に改める。  
 別記第九号様式中「認定建築物の工事」や「計画認定建築物の工事」に改める。  
 「認定建築物の用途」や「計画認定建築物の用途」に改める。同様のものに別記様式を加える。

第十号様式 (第十条)

完了報告書

年 月 日 第 号で認定された計画認定建築物の耐震改修の工事が完了したので、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第10条の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日

千葉県知事 様

認定事業者 氏名又は名称

㊦

1 認定事業者の住所・氏名  
(法人の場合は所在地・名称)

電話番号

2 敷地の地名地番

3 計画認定建築物の概要	用途		階数	
	延べ面積		建築面積	
構造				

4 耐震改修の完了の年月日

年 月 日

5 備考

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 決裁年月日
年 月 日		年 月 日
第 号		
係員印		係員印

注

- 1 個人が報告する場合は、報告者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。

第十一号様式 (第十一号第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号)

現況報告書

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第11条第1項(第11条第2項・第11条第3項)の規定により、次のとおり建築物の現況について報告します。

年月日

千葉県知事 様

建築物の所有者 氏名又は名称

印

1 建築物の所有者の住所・氏名 (法人の場合は所在地・名称)

電話番号

2 敷地の地名地番

用途

階数

3 建築物の概要

延べ面積

建築面積

4 現況の調査を実施した年月日

年月日

5 調査者の資格住所・氏名 建築士( )登録第 号 印

( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号 電話番号

6 調査結果

※ 受付欄

※ 決裁欄

※ 決裁年月日

年月日

年月日

第 号

年月日

係員印

係員印

注

- 個人が報告する場合は、報告者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- ※印のある欄は記入しないでください。
- 6欄には、建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第1号に規定する耐震関係規定への適合状況、新築及び増改築の履歴、建築物の維持管理状況等について記載し、それらが確認できる図書及び写真等を添付してください。

第十二号様式 (第十二条)

建築物の地震に対する安全性に係る認定申請取下げ届

年月日付で提出した認定申請書を取り下げたいので、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第12条の規定により届け出ます。

年月日

千葉県知事 様

届出人 氏名又は名称

印

1 申請者の住所・氏名 (法人の場合は所在地・名称)

2 敷地の地名地番

3 建築物の用途

4 取下げの理由

5 備考

※ 受付欄

※ 決裁欄

※ 決裁年月日

年月日

年月日

第 号

年月日

係員印

係員印

注

- 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- ※印のある欄は記入しないでください。

第十三号様式 (第十四条)

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請取下げ届

年 月 日		日付けで提出した認定申請書を取り下げたいので、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第 1 4 条の規定により届け出ます。	
年 月 日		千葉県知事 様	
届出人		氏名又は名称	
1 申請者の住所・氏名 (法人の場合(は所在地・名称)			
2 敷地の地名地番			
3 建築物の用途			
4 取下げの理由			
5 備考			
※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 決裁年月日	
年 月 日		年 月 日	
第 号		係員印	
係員印		係員印	

注  
1 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。  
2 ※印のある欄は記入しないでください。

附 則

- 1 (施行期日)  
この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則 (以下「改正後の規則」という。)  
(平成七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)  
第七条に規定する要安全確認計画記載建築物又は法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物の所有者 (以下「所有者」という。)  
が、この規則の施行前に当該要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断を行ったときは、改正後の規則第二条の第二項各号に掲げるものに代えて、次の各号に掲げるものを添えて法第七条又は法附則第三条第一項の報告を行うことができる。  
一 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則 (平成七年建設省令第二十八号。以下「省令」という。)  
第二十八条第一項の表の(イ)項に掲げる図書  
二 省令第二十八条第一項の表の(ロ)項に掲げる図書又は同条第二項の表の上欄に掲げる建築物等の区分に応じて同表の下欄に掲げる事項を明示した構造計算書  
三 耐震診断を行った者が省令第五条第一項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類の写し (当該耐震診断を平成二十五年十一月二十五日以後に行った場合に限る。)  
四 その他知事が必要と認めるもの
- 3 前項の規定にかかわらず、所有者は、法第七条又は法附則第三条第一項の報告をするときは、前項第二号に掲げる構造計算書に相当するものとして知事が認めるものをもって、同号に掲げる構造計算書に代えることができる。

告

示

千葉県告示第二百六十五号

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第三十条第二項の規定により、印旛郡栄町請方外七大字土地改良区の定款の変更を平成二十七年三月十七日付けで認可した。  
平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県告示第二百六十六号

漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第一百三十一条第一号の規定により、次の加入区については平成二十三年三月二十二日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成二十七年三月二十一日付けで消滅した。  
平成二十七年三月二十四日

金田加入区

千葉県知事 鈴木 栄治

**千葉県告示第二百六十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、野田都市計画道路事業を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 施行者の名称  
野田市

二 都市計画事業の種類及び名称  
野田都市計画道路事業三・四・二八号愛宕西駅前線

三 事業施行期間  
平成二十七年三月二十四日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地  
収用の部分 野田市野田字愛宕裏及び中野台字堀尻地内  
使用の部分 なし

**千葉県告示第二百六十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、市原都市計画道路事業を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 施行者の名称  
市原市

二 都市計画事業の種類及び名称  
市原都市計画道路事業三・三・六号八幡椎津線

三 事業施行期間  
平成二十七年三月二十四日から平成三十四年三月三十一日まで

四 事業地  
収用の部分 市原市平田字堂面、字沼下、字門前及び字田島、出津字上川田並びに五井字上前原地内  
使用の部分 市原市五井字上前原及び平田字門前地内

**千葉県告示第二百六十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、千葉都市計画

道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 施行者の名称  
千葉市

二 都市計画事業の種類及び名称  
千葉都市計画道路事業三・四・三三号新港横戸町線

三 事業施行期間  
平成八年八月二十日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

**千葉県告示第二百七十号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、千葉都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 施行者の名称  
千葉市

二 都市計画事業の種類及び名称  
千葉都市計画道路事業三・四・三七号幕張町弁天町線

三 事業施行期間  
平成五年十月十五日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

**千葉県告示第二百七十一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、松戸都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 施行者の名称  
松戸市

<p>二 都市計画事業の種類及び名称 松戸都市計画道路事業三・三・六号三矢小台主水新田線</p> <p>三 事業施行期間 平成十四年十一月一日から平成二十九年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>	<p>使用の部分 なし</p> <p><b>千葉県告示第二百七十四号</b> 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、野田都市計画道路事業の変更を次のとおり認可した。 平成二十七年三月二十四日</p> <p>一 施行者の名称 野田市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 野田都市計画道路事業三・四・二七号愛宕東駅前線</p> <p>三 事業施行期間 平成十八年九月二十六日から平成二十八年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>
<p><b>千葉県告示第二百七十二号</b> 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、野田都市計画道路事業の変更を次のとおり認可した。 平成二十七年三月二十四日</p> <p>一 施行者の名称 野田市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 野田都市計画道路事業三・四・四号堤台柳沢線</p> <p>三 事業施行期間 平成十七年一月二十五日から平成二十八年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>	<p><b>千葉県告示第二百七十五号</b> 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、茂原都市計画道路事業の変更を次のとおり認可した。 平成二十七年三月二十四日</p> <p>一 施行者の名称 茂原市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 茂原都市計画道路事業三・四・九号桑原梅田線</p> <p>三 事業施行期間 昭和六十年十二月十七日から平成三十二年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>
<p><b>千葉県告示第二百七十三号</b> 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、野田都市計画道路事業の変更を次のとおり認可した。 平成二十七年三月二十四日</p> <p>一 施行者の名称 野田市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 野田都市計画道路事業三・四・一六号尾崎中里線</p> <p>三 事業施行期間 平成二十二年三月十六日から平成二十九年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 事業地 収用の部分 変更なし</p>	<p><b>千葉県告示第二百七十六号</b> 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、茂原都市計画道路事業の変更を次のとおり認可した。 平成二十七年三月二十四日</p>

<p>一 施行者の名称 千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 茂原市 茂原都市計画道路事業三・四・九号桑原梅田線</p> <p>三 事業施行期間 平成三年十二月十三日から平成三十二年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>	<p>四 平成十三年九月二十五日から平成三十一年三月三十一日まで 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>
<p>千葉県告示第二百七十七号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、茂原都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十七年三月二十四日</p> <p>一 施行者の名称 千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 茂原都市計画道路事業三・四・九号桑原梅田線</p> <p>三 事業施行期間 平成三年十二月十三日から平成三十二年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>	<p>千葉県告示第二百七十九号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、市原都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十七年三月二十四日</p> <p>一 施行者の名称 市原市 千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 市原都市計画道路事業三・五・三二号島野椎津線</p> <p>三 事業施行期間 平成十七年七月八日から平成二十八年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>
<p>千葉県告示第二百七十八号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、柏都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十七年三月二十四日</p> <p>一 施行者の名称 千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 柏都市計画道路事業三・三・四五号船戸若柴線</p> <p>三 事業施行期間</p>	<p>千葉県告示第二百八十一号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八千代都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十七年三月二十四日</p> <p>一 施行者の名称 八千代市 千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 八千代都市計画道路事業三・四・一号新木戸上高野原線</p> <p>三 事業施行期間 平成十八年四月四日から平成三十一年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>



都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、我孫子都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 施行者の名称  
我孫子市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
我孫子都市計画道路事業三・四・一四号手賀沼公園・久寺家線
- 三 事業施行期間  
平成十年四月三日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

千葉県告示第百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、さんむ都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 施行者の名称  
山武市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
さんむ都市計画道路事業三・四・三号成東駅南口線
- 三 事業施行期間  
平成二十四年六月二十二日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

千葉県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、平成二十七年三月二十四日から三週間、縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 道路の種類 県道			
二 路線名 千葉竜ヶ崎線			
三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長			
区 間	変更の前後別	敷 地 の 幅 員	延 長
印西市鹿黒南五丁目一〇一	前	一七・〇〇メートルから一七・〇〇メートルまで	五四・〇〇メートル
番地先から鹿黒南三丁目一〇二番地先まで	後	一七・〇〇メートルから一四八・〇〇メートルまで	五四・〇〇メートル

千葉県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、平成二十七年三月二十四日から三週間、縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 道路の種類 県道			
二 路線名 千葉竜ヶ崎線			
三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長			
区 間	変更の前後別	敷 地 の 幅 員	延 長
印西市草深字天王脇一、一	前 A	六・三〇メートルから三二・九〇メートルまで	三、〇六五・三〇メートル
二〇番一地先から木下南二丁目一番八地先まで	+		
印西市草深字天王脇一、一	B	一八・〇〇メートルから四八・四〇メートルまで	八四三・四〇メートル

印西市草深字 天王脇一、一 二〇番一地先 から木下南二 丁目一番八地 先まで	後A + B ・ C	六・三〇メートルから 三二・九〇メートルまで 一八・〇〇メートルから 四八・四〇メートルまで	三、〇六五・三〇 メートル 三、〇六二・九〇 メートル	国道三百 五十六号 と重用と なる。
---	------------------------	---	--------------------------------------	-----------------------------

**千葉県告示第二百八十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、平成二十七年三月二十四日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び千葉土木事務所において、平成二十七年三月二十四日から三週間、縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名	供用開始の区間
県道幕張八千代線	八千代市八千代台西九丁目四五八番一地先から八千代台西八丁目四四一番二五地先まで

**千葉県告示第二百八十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、平成二十七年三月二十四日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、平成二十七年三月二十四日から三週間、縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名	供用開始の区間
県道千葉竜ヶ崎線	印西市草深字東泉新田前一、二二七番七地先から鹿黒南三丁目六番地先まで

**千葉県告示第二百八十七号**

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、千葉港臨港地区内の分区を次のとおり指定した。

その関係図書は、千葉県県土整備部港湾課及び葛南港湾事務所において縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

分区の種類及び区域

商港区 市川市塩浜一丁目の一部の区域

**千葉県告示第二百八十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、市川都市計画臨港地区を次のとおり決定した。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称  
市川都市計画臨港地区
- 二 都市計画を定める土地の区域  
市川市塩浜一丁目の一部の区域

**千葉県告示第二百八十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、芝山都市計画下水道事業を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 施行者の名称  
山武郡芝山町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
芝山都市計画下水道事業芝山町第一号公共下水道
- 三 事業施行期間  
平成二十七年三月二十四日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地

取用の部分 山武郡芝山町小池字舞鶴及び字橋本の各一部の区域  
使用の部分 山武郡芝山町小池字笠掛、字麻生、字井田城、字奴賀氏、字庚申前、字木戸脇、字柳、字宮城、字地藏、字幸面、字九千代、字新林、字台、字三田、字並岡、字神成山、字大宮前、字大宮、字手々栗、字仁保知台、字大塚、字宮木谷、字水口、字深谷、字入会、字前野、字榊形、字舞鶴及び字橋本、小池元高田字痘上、字荒追、字辺田、字堂坂、字作、字出戸、字杏形、字御田谷、字白幡及び字角田、大台字猪ノ堤、字稻荷瓢及び字上板木並びに新井田字長作、字上人塚及び字小橋台の各一部の区域

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十七年三月二十四日から七月二十四日まで縦覧に供する。  
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十七年三月二十四日から七月二十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠ホームズ千葉ニュータウン店

印西市西の原五丁目七番

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目一、五五五番地

3 変更前の大規模小売店舗の名称

(仮称) 島忠千葉ニュータウン店

4 変更後の大規模小売店舗の名称

島忠ホームズ千葉ニュータウン店

5 変更年月日

平成二十七年三月五日

二 届出年月日

平成二十七年三月九日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び印西市環境経済部経済政策課

土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、野田市

南部土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

退任理事

野田市今上一、七八六番地

渡辺 勝利

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、鴨川市

主基第三土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。  
平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 退任理事

鴨川市上小原三四番地の一

一、四〇五番地一

九〇一番地

二九三番地

二四番地一

八六九番地

九六九番地

七二五番地

一、七九〇番地

二 退任監事

鴨川市上小原九八三番地

一七番地

三 就任理事

鴨川市上小原八二六番地

一、四二五番地

一〇八番地

二八六番地

九一番地の一

九四五番地

九八七番地

仲七番地二

上小原一、七五八番地の一

南小町四七八番地

四 就任監事

鴨川市上小原三四番地の一

一、四〇五番地一

久保田 光武

亀田 光武

久保田 光武

久保田 光武

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、清算法人君津市藤林土地改良区から次のとおり清算人の退任の届出があった。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

退任清算人

- 君津市坂畑七五番地 笈川 彰
- 草川原五五四番地 榎本 進
- 高水七二番地 鎌田 行男
- 藤林三三番地 久野田 清一
- 高水六九番地 石井 富夫
- 藤林一九番地 島津 康夫
- 坂畑三八三番地八 笈川 道男

建設業法に基づく処分

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定により、次のとおり処分した。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

その一

- 一 商号 株式会社中村水建
- 二 主たる営業所の所在地 千葉市花見川区三角町八三番地
- 三 代表者の氏名 中村スマ子
- 四 許可番号 千葉県知事許可(般―二二)第二五六二号
- 五 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業停止

1 停止を命ずる営業の範囲

管工事業に関する営業のうち、次に掲げる建設工事に係るもの

イ 国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。以下同じ。)若しくは建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。)第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事

ロ イに掲げる建設工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号。以下「補助金等適正化法」という。)第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているもの

2 期間

平成二十七年三月三十一日から五月二十九日までの六十日間

六 処分の原因となつた事実 平成二十六年十月二十日に千葉地方裁判所から、刑法(明治四十年法律第四十五号)第六十条、第六十五条第一項、第九十六条の六第一項及び第九十八条並びに入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成十四年法律第百一号。以下「官製談合防止法」という。)第八条の規定により元取締役を懲役刑に処する旨の判決があり、これが同年十一月五日に確定しており、このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。

七 処分をした日 平成二十七年三月二十四日

その二

- 一 商号 株式会社千葉管工事
- 二 主たる営業所の所在地 千葉市花見川区幕張町四丁目六三一番地
- 三 代表者の氏名 関一美
- 四 許可番号 千葉県知事許可(特―二三)第一二五三三号
- 五 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業停止

1 停止を命ずる営業の範囲

管工事業に関する営業のうち、次に掲げる建設工事に係るもの

イ 国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人若しくは建設業法施行規則第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金法第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事

ロ イに掲げる建設工事以外の建設工事であつて、補助金等適正化法第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているもの

2 期間

平成二十七年三月三十一日から五月二十九日までの六十日間

六 処分の原因となつた事実 平成二十六年十月二十日に千葉地方裁判所から刑法第六十条、第六十五条第一項、第九十六条の六第一項及び第九十八条並びに官製談合防止法第八条の規定により元取締役を懲役刑に処する旨の判決が、並びに同年六月十八日に千葉簡易裁判所から刑法第六十条、第六十五条第一項及び第九十六条の六第一項並びに官製談合防止法第八条の規定により元代表取締役を罰金刑に処する旨の略式命令があり、これらが確定しており、このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。

七 処分をした日 平成二十七年三月二十四日

その三

- 一 商号 有限会社千城管工
- 二 主たる営業所の所在地 千葉市稲毛区轟町一丁目四番一四号

三 代表者の氏名 小埜謙二

四 許可番号 千葉県知事許可(般―二二)第三八九二六号

五 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業停止

1 停止を命ずる営業の範囲

管工事業に関する営業のうち、次に掲げる建設工事に係るもの

イ 国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人若しくは建設業法施行

規則第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金法第二条第二

項に規定する特定事業に係る建設工事

ロ イに掲げる建設工事以外の建設工事であつて、補助金等適正化法第二条第一項

に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団

体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているもの

2 期間

平成二十七年三月三十一日から五月二十九日までの六十日間

六 処分の原因となつた事実 平成二十六年六月十八日に千葉簡易裁判所から、刑法第

六十条、第六十五条第一項及び第九十六条の六第一項並びに官製談合防止法第八条の

規定により元代表取締役を罰金刑に処する旨の略式命令があり、これが同年七月三日

に確定しており、このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当す

る。

七 処分をした日 平成二十七年三月二十四日

都市計画臨港地区の関係図書の縦覧

平成二十七年千葉県告示第二百八十八号に係る市川都市計画臨港地区の関係図書は、都  
市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都  
市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄 治

都市計画高度利用地区の関係図書の縦覧

平成二十七年三月二十四日千葉市の変更に係る千葉都市計画高度利用地区の関係図書の  
送付があつたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準  
用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課におい  
て縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄 治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十七年三月二十四日千葉市の決定に係る千葉都市計画地区計画千葉大学西千葉  
キャンパス地区地区計画の関係図書の送付があつたので、都市計画法(昭和四十三年法律  
第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において  
縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄 治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十七年三月二十四日千葉市の変更に係る千葉都市計画地区計画幕張新都心中心地  
地区地区計画の関係図書の送付があつたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二  
十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都  
市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄 治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十七年三月二十四日千葉市の変更に係る千葉都市計画地区計画幕張新都心住宅地  
地区地区計画の関係図書の送付があつたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二  
十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都  
市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄 治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十七年三月二十四日千葉市の変更に係る千葉都市計画地区計画幕張新都心若葉住  
宅地区地区計画の関係図書の送付があつたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)  
第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部  
都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄 治

都市計画緑地の関係図書の縦覧

平成二十七年三月二十四日千葉市の変更に係る千葉都市計画緑地の関係図書の送付が  
あつたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する  
同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧  
に供する。

平成二十七年三月二十四日

千葉県知事 鈴木 栄治

監 査 委 員 公 告

監査の結果に係る措置の通知の公表  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知に係る事項を別冊のとおり公表する。

平成二十七年三月二十四日

千葉県監査委員	千	坂	正
千葉県監査委員	藤	代	政
千葉県監査委員	阿	井	伸
千葉県監査委員	堀	江	は
千葉県監査委員			つ

購読料 月ぎめ 一部一箇月一、〇〇〇円（送料を含む。）

本号（別冊を含む。） 一部 六三円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

定期購読申し込み先

〇四三（二三三）二一五二

一部売り申し込み先

〇四三（二三三）二六五八